

衆議院財務金融委員会安全保障委員会連合審査会ニュース

【第211回国会】令和5年4月19日（水）、第1回の連合審査会が開かれました。

- 1 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案（内閣提出第1号）
・林外務大臣、鈴木財務大臣兼金融担当大臣、浜田防衛大臣、井上財務副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本銀行理事 清水誠一君

（質疑者）階猛君（立憲）、重徳和彦君（立憲）、渡辺周君（立憲）、大野敬太郎君（自民）、伊藤渉君（公明）、宮本徹君（共産）、浅川義治君（維新）住吉寛紀君（維新）、斎藤アレックス君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

階猛君（立憲）

- (1) 安全保障の観点からの国債保有等の在り方
ア G7外相会合における各国による中国国債の保有及び中国による各国国債の保有についての安全保障上のメリット・デメリットに関する議論の有無
イ 日本による中国国債の保有及び中国による日本国債の保有についての安全保障上のメリット・デメリットに対する林外務大臣の見解及びそれを踏まえた戦略的な国債取引の必要性
ウ 令和4年度末における国家公務員共済の年金運用資産による中国国債への投資残高及び同資産の原資である保険料収入に占める自衛隊を含む防衛省関係の割合
エ 中国の軍事力増強の原資となり得る中国国債に防衛省関係の保険料収入が含まれる国家公務員共済の年金運用資産から投資がなされていることに対する浜田防衛大臣の所感
- (2) 自衛隊法に基づく弾道ミサイル等に対する破壊措置命令
ア 反撃能力を相手国への報復手段として用いることの可否
イ 北朝鮮が令和5年4月13日に発射し、当初北海道及びその周辺に落下する可能性があると考えられた弾道ミサイルに対する破壊措置命令の発令の有無
ウ イのミサイルについては自衛隊法の規定から当然に破壊措置命令を発令すべきものであったとの理解の可否
エ 現下の北朝鮮の状況に鑑み、自衛隊法第82条の3第3項に基づきあらかじめ長い期間を定めて破壊措置命令を発令し、それを公表することを検討する必要性
- (3) 防衛財源確保法案
ア 防衛力強化に係る財源の一部しか確保されない内容の法律案とした理由
イ 令和5年度の防衛力強化に係る財源が既に確保されている中で、今国会で本法律案を成立させる必要性
ウ 現時点では未確定である少子化対策予算も含めた財源確保法案を国民に提示し、その理解を得た後に成立させるべきとの考えに対する鈴木財務大臣の見解
エ 既に閣議決定がなされている増税についての規定を本法律案に盛り込まなかった理由
オ 外国為替資金特別会計の令和5年度の剰余金見込額を来年度ではなく本年度の一般会計に繰入れることとしている理由

重徳和彦君（立憲）

防衛財源確保法案

- ア 防衛力の内容の積上げによって予算水準が結果的に国内総生産の2%に達したと言えるようにするため、「2%に達するよう、所要の措置を講じる」と述べた令和5年4月13日の安全保障委員会における林外務大臣の国家安全保障戦略に関する報告を訂正する必要性

- イ 予算を執行する段階でも歳出削減の努力を行う必要性についての浜田防衛大臣の見解
- ウ 増税を避けることを目的として、執行できなかった予算を翌年度に繰り越すべきではないとの指摘に対する浜田防衛大臣の見解
- エ 予算を使い切るのが我々に与えられた仕事であるとの浜田防衛大臣答弁の真意
- オ 不用分を防衛力強化資金に繰り入れることとしている独立行政法人中小企業基盤整備機構の新型コロナウイルス感染症基金及び緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付原資の財源
- カ 赤字国債を原資とする上記オの資金の不用分を防衛力強化資金に繰り入れることの本法案上の可否
- キ 赤字国債の発行による収入を直接防衛力強化資金に直接充てることの本法案上の可否
- ク 赤字国債による収入を防衛力強化資金に直接繰り入れることはできないのに赤字国債を財源とする補助金の不用額の繰入れが認められる理由
- ケ 令和4年度の予備費の不用額4.2兆円は翌年度の財源ではなく全額を国債残高の圧縮に充てる必要性に対する鈴木財務大臣の見解
- コ 令和4年度の予備費の不用額4.2兆円の用途を明らかにする必要性についての鈴木財務大臣の見解
- サ 復興特別所得税の課税期間の延長が若い世代への負担増につながるとの指摘に対する鈴木財務大臣の見解
- シ 「将来の若い世代の皆さん方にも御理解をいただいて、御負担をいただければというふうに考えます」と述べた令和5年4月13日の安全保障委員会における浜田防衛大臣答弁の真意

渡辺周君（立憲）

- (1) 日本たばこ産業（J T）のロシアにおける事業
 - ア 我が国が筆頭株主であるJ Tのロシアでの事業について同企業へ意見すること及び話合いの必要性
 - イ J Tのロシアでの事業を停止させる必要性
- (2) 政府安全保障能力強化支援（O S A）
 - ア O S Aの対象である「自由で開かれたインド太平洋」の対象国
 - イ フィリピン、マレーシア、バングラデシュ及びフィジーがO S Aの対象として決定された理由
 - ウ 上記イの4か国がO S Aの対象とされることは我が国との防衛関連協定の締結の有無等よりも政治的な理由が優先されているとの指摘に対する外務省の見解
 - エ O S A予算に関する所管官庁
 - オ 「自由で開かれたインド太平洋」の地理的制限がないために支援対象国が際限なく広がるのではないかとの懸念に対する外務省の見解
 - カ 我が国との地位協定締結国であるジブチで令和3（2021）年10月に陸上自衛隊部隊の幹部が同国軍に拘束されたとする報道の事実関係及び関連する地位協定上の取決め内容
 - キ ジブチは、同国を「同志国」として連携を強化しようとしている我が国との地位協定を蔑ろにしているのではないかとの指摘に対する防衛省の見解及び同国への支援強化の是非
 - ク 地位協定締結国であっても自衛官を正当な理由なく拘束するような国において我が国の大使館等が装備品移転のための情報収集及び営業活動を行えるか否かについての防衛省の見解
 - ケ O S A対象国は政治的な判断だけでなく慎重に選定しないと際限なく歳出が増えるとの指摘に対する林外務大臣の見解

大野敬太郎君（自民）

- (1) 現在戦時下にあるウクライナ及びロシアにおけるインフレ率と政策金利並びにウクライナの国債発行及びロシアの外貨準備高の状況
- (2) 我が国の経済的、金融的、財政的観点からの有事への備えについての政府の認識
- (3) コロナ禍における国債の発行の変化
 - ア 発行総額及び平均償還年限
 - イ 平均償還年限が短期化した理由
 - ウ 国債の日銀による保有割合
- (4) 当面の物価動向と金融政策の運営についての確認及び市場機能の低下とそれに対する日銀の対応並びに有事の金融政策
- (5) 日本と中国との間における越境電子商取引（Eコマース）の市場規模
- (6) 我が国が有事の際の財政需要の大幅な拡大に対応するのに必要な資金を調達するための財政余力についての政府の認識
- (7) 防衛力の強化に必要な財源確保のための税制措置の内容
- (8) 法人税の過去 10 年の実効税率の推移
- (9) 防衛力の強化に必要な財源確保のための法人税に係る税制措置の実施による我が国経済への影響
- (10) 今後 5 年間で 43 兆円の防衛費に関し、計画最終年の令和 9 年度における国内向け支出額
- (11) 防衛費増額による国内投資の増加を通じた経済的な影響についての浜田防衛大臣の見解

伊藤渉君（公明）

- (1) 防衛費の増額分 14.6 兆円の財源とされる歳出改革、決算剰余金の活用、防衛力強化資金及び税制措置のそれぞれの額及び内容
- (2) 防衛力整備の水準 43 兆円と予算総額 40.5 兆円との差額 2.5 兆円を確保するための「様々な工夫」の具体的内容
- (3) 防衛力強化資金が一般会計に所属する特別の資金とされた理由、財務大臣管理とされた理由及び「資金」と「基金」の相違点
- (4) 今期と比較しての令和 10 年度以降の次期防衛力整備計画の全体規模の見込み
- (5) 有事の際に自衛隊法第 80 条に基づき海上保安庁が防衛大臣の統制下に入る場合の海上保安庁の役割及び海上保安庁法第 25 条に基づき非軍事的性格を保った上で業務を行うことの確認

宮本徹君（共産）

- (1) 集団的自衛権の行使としての敵基地攻撃
 - ア 敵基地攻撃を行う際に日米で攻撃目標を分担することの当否
 - イ 攻撃目標の分担案の提示は米軍が行うことの当否
 - ウ 米国の戦争で日本側が攻撃目標を米軍に提案する可能性
 - エ トマホークを使用する際に登録する攻撃目標の位置情報等は米軍から得ることになるとの考えに対する浜田防衛大臣の見解
- (2) 統合防空ミサイル防衛訓練
 - ア 日米合同又は日本単独で実施した回数
 - イ 日本単独では訓練を実施しない理由
 - ウ 当該訓練ではデータリンクに基づき日米一体で攻撃目標の分担を行っていることの当否
 - エ 訓練項目に敵基地攻撃が追加される見通しの有無
 - オ 当該訓練の実施が、想定する仮想敵国との緊張を高めることになる可能性

浅川義治君（維新）

- (1) 防衛装備品
 - ア 今後5年間における国産及び外国製の調達額の比率
 - イ 国産品の調達及び国産化に向けた開発研究を促進する必要性に対する浜田防衛大臣の見解
- (2) 減税及び規制改革
 - ア 税収入を増加させるには思いきった減税策が必要との考えに対する財務省の見解
 - イ これまでに実施した規制改革の件数及び規制改革に伴う経済効果についての検証の有無
- (3) 防衛力強化に伴う財源の確保のためにたばこ税が増税されることとなった経緯
- (4) 国有財産の管理、運用及び売却に関する手続を民間委託する必要性
- (5) 国家財政
 - ア 現在の国家財政の状況に対する鈴木財務大臣の認識
 - イ 国家財政の再建に向けた鈴木財務大臣の決意

住吉寛紀君（維新）

- (1) 慢性的な自衛隊員数不足を解消するため給与や手当の在り方などの自衛官の待遇改善に関する政府の見解
- (2) 防衛費増額への国民の理解促進に向けた政府の取組
- (3) 割高と言われるトマホークの単価及び能力的に劣っているとされるトマホーク取得の必要性並びにトマホークを我が国の防衛システムに組み込む具体的方針
- (4) 国有財産の売却益を防衛力強化資金に充てることの合理性についての確認
- (5) 国有財産の売却等の税外収入は安定財源とは言えないとの指摘に対する政府の見解

斎藤アレックス君（国民）

防衛財源確保法案

- ア 防衛財源の多くはこれまでも一般財源に繰り入れられてきたものであるため、財源が失われる他の歳出が赤字国債に頼ることになるのではないかと懸念についての鈴木財務大臣の見解
- イ 今後5年間の防衛費の総額は増税が前提とされているにもかかわらず、増税の具体的な開始時期が明示されていないことが国民の不信を招く可能性
- ウ 経済力の回復が果たせない中で、増税や赤字国債の発行に頼る形で防衛予算の確保せざるを得なくなっている現状及び将来世代への説明方法についての鈴木財務大臣及び浜田防衛大臣の見解